

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書（案）

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

国会においては、安定的な皇位継承の確保に向け、その在り方について様々な意見が示され、各党・各会派において慎重な検討と議論が重ねられてきたが、本月 10 日に開催された衆参両院の各党派を集めた全体会議において、「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案」と「旧11宮家の男系男子を養子に迎える案」を了とする「立法府の総意」がとりまとめられた。その後、両院正副議長から、その総意を踏まえた速やかな法制化を求める要請が政府に対してなされ、現在、政府においては、今国会会期内の成立を目指しているところである。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

福 井 県 議 会